

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成24年12月26日(水曜日)
午後2時35分～午後2時57分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 山中佳子 副委員長
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員(議長)
村上健二 委員 西岡 晃 委員
三好睦子 委員 高木法生 委員
馬屋原 眞一 委員 坪井康男 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局補佐
岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
波佐間 敏 総務部長 倉重郁二 総務部次長
久保 毅 上下水道事業局長 三戸昌子 上下水道事業局管理業務課長

午後 2 時 3 5 分

委員長（河本芳久君） それでは、只今より総務企業委員会を開会いたします。本委員会に付託をされました市長提出議案 1 件につきまして審査したいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） ございません。よろしく申し上げます。

委員長（河本芳久君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしく申し上げます。

委員長（河本芳久君） 各委員さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、議案第 5 2 号美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案第 5 2 号美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案 NO 2 の 5 2 - 1 ページ、参考資料は NO 2 の 1 ページでございます。美祢市水道事業の設置等に関する条例第 9 条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の改正でございまして、損害賠償の決定額の議会の議決を要する額を改めるものでございます。

水道事業等の業務に関し、地方公営企業法第 4 0 条第 2 項の規定に基づき条例で定められているところの、議会の議決を要する負担付きの寄附または贈与の受領額またはその目的額を 5 0 万円以上から 1 0 0 万円以上に改めまして、及び法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定にかかる金額が 5 0 万円以上のもの、これも 1 0 0 万円以上に改めるものでございます。

参考資料の 2 ページをご覧ください。美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例につきましても同様の規定がございます。第 8 条議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等でございます。こちらと同じく負担付きの寄附または贈与の受領で、その金額またはその目的物の価格が 5 0 万円以上のものを 1 0 0 万円以上に改め、法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定にかかる金額が 5 0 万円以上であったものを 1 0 0 万円以上に改めるものでございます。説明は以上でございます。

ます。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 本案に対する反対・賛成の意見なしということでございますので、採決にうつりたいと思います。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 異議なしということでございますので、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本会議で委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了したいと思います。そのほか委員の皆さんから何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、どうぞ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 午前中の本会議で、波佐間部長より私が9月10日並びに12月11日の総務企業委員会で質問しました件について、慎重審査の結果、きちんとした行政としてのご回答頂きました。これをもって私はよくわかりましたということをお知らせして、本件についての質疑は終結したいと思います。ただ私が2回にわたって一生懸命質問した真意だけは一つご理解賜りたいということで、その意味でこれ以上追求する意味ではございませんので、復唱だけこの場でさせていただきます。

今から申し上げることについて回答も何もありません。ただ今後の行政に私が申し上げることがいくらかの利があるならば、それを踏まえた行政に反映させて頂ければもうそれで十分でございます。

本会議で私が発言しましたように、以後目をつり上げて一生懸命追求的な発言することは一切やめます。にこやかにやりますから、そういう前提でお聞き頂きたいと思います。

私が二度の総務企業委員会で同じ問題についてしつこく確認を求めた。それについてなぜそんな質問をしつこくしたのかという質問の真意、これがまだ十分伝わっ

てないと思いますし、それから何を問題にしたのかという点も十分ご理解頂けてないのではないだろうかと思います。

それと12月11日の総務企業委員会のあとで実は判明した別の問題がもう一つ出てきました。これについても申し上げますけども、回答ありません。ただ将来に向かってなにがしかの参考にして頂ければとこういうふうに思う訳です。

それで第一点目の、私がしつこく市長さんがおっしゃるように特定の問題に特化してそれだけしつこく言うのかということですが、これは私は美祢市は市の重要な三つの施設、すなわち勤労福祉会館、勤労者総合福祉会館、通称サンワーク美祢と言います。及び秋吉台家族旅行村、この三つの施設について美祢市中高年齢雇用福祉事業団、以後事業団と言わせて下さい。を指定管理者として、その管理運営を委ねておるところでございます。

このうち家族旅行村につきましては、先程のように来年の4月以降は別の指定管理者になるということでございますので、それはそれで結構ですが、なお残りの二つの施設は、今後とも事業団が指定管理者として、継続して管理運営にあたるということでございます。

そこで美祢市の指定管理条例に謳ってある指定管理者の要件を見ますと、事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことが出来る物的能力及び人的能力を有している団体であることというふうになっております。

平成15年に発足以来、今年の11月まで事業団の登記上の本社事務所の所在地は大嶺町東分3058番地3という市道ですね、市道吉則上領線でしょうか、その上にあるということになっておりました。これはやっぱり社会通念上本社事務所が道路上にあるなどということは、前代未聞だと私は認識しております。このように一体本社がどこにあるのかはっきりしないような団体を指定管理者として指定して、多額の指定管理料、公金を支払っても良いのでしょうかという誠に素朴な疑問がそもそも私が質問をいたしました出発点でございます。ほかには他意はございません。この辺をご理解頂きたいなと。

この点につきましては、先程の波佐間部長が本会議できちんと3058番地49に訂正されてると、登記上の問題があるにしても、それは執行部としては関知しない問題だと、おっしゃるとおりだと思います。それはもう事業団の話でありまして、結構でございます。だからこの点はもう正しくなりましたということで、これ

以上申し上げること何にもありません。十分に納得いたしました。

二番目の何が問題だったかということの一番のポイントは、所在地の地番が道路上にあったということのほか、美祢市と事業団の間に交わされてる土地賃貸契約書の内容がやっぱりどう申し上げてもずさんであると私は今でも思っています。格別の違法性はない、あれなら十分間に合ってるんじゃないかというこれも波佐間部長のお話です。それ以上執行部でそのようにご理解なさるんなら、これ以上私がどうのこうの申し上げることありません。

ただ普通の感覚で言うとやっぱりちょっと変だねと。宅地に変更になってるのが、ずいぶん後だという先程のお話でしたが、今ここに登記簿持ってますけどね土地の、もう紛れもなく平成15年の8月7日に地目変更なってるんです。だからそれ以上言いません。これ以上言うつもりありませんので、あまり身構えないで下さい。やっぱりそういう意味でずさんであったなと思っております。

それから三番目の問題ですが、実はこれ12月11日の質問した後にはっきりしたことなんです。それは何の問題かということと建築確認申請書の問題です。県の土木事務所に情報公開請求しておりましたが、なかなか出てこないんですね。事業団の池尻台の建物の建築確認申請書、最後はどうなったかというとあれは失くしてないというんですよ。それで建築確認申請書の保存期間は15年だそうです。平成15年ですから平成30年まで保存しとかんにゃいかなのが、ありませんという、びっくり仰天したんですけど。どうしてと聞いたら2年ぐらい前に移ったんですね、家移りしたんですよ建築事務所が、土木事務所が宇部に。その家移りしたときに、どっかにまぎれて無くなってしまったと、こういう話なんです。それでどうしようもないんで、何かそれらしきものありませんかと聞きましたら、建築計画概要書というのが出てきました。

それを見ましたら、実は主たる事務所、建物が倉庫業を営まない倉庫という建築確認申請がされてまして、そのようになっているんですよ。これ最初に向かって左側の大きな建物ですね、それはきちんと建築確認申請がなされてましたが、しかし倉庫業を営まない倉庫ということで認可、許可がされています。やっぱり市の重要な施設の指定管理を受けるところが、本社事務所が倉庫の中にあるというのがちょっと理解出来ません。

ただこの点も追求するんじゃないんです。ただそうでありましたということ

と、これはもう一つちょっと重要なことなんですが、その後増設されてるんですね。右側のほうに二棟、奥のほうにL字型らしんですが、入りませんので確認できませんけど、増設されているんだそうです。これについて県土木から情報開示されたのが、これ建築確認申請出されてませんと。建築基準法は違法な建物がおりますと。これはしかし形式的な基準法違反ということですから、今、県の土木事務所は、本当に建築基準法の技術基準の則った建物かどうかを今、確認中ということでございます。それでやっぱり違法だということになると、撤去命令を出すというようなことを言ってましたが、恐らくそのことにはならないと思います。だからそういう意味で、その後もこういう問題が出てきておりますので、これから慎重に審査されて、もし違法な建築物であれば行政としても適正な処置と言いますか、処分と言いますか、そういうことをして頂きたいなとこう思います。

これ追求でも何でもありませんので、今後のお答えもありません。そういう要望だけはさせて頂いて、これで本件については終結とさせて頂いて下さい。何かご意見があれば言って下さい。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。村田市長。

市長（村田弘司君） 坪井委員、非常に先程本会議場でおっしゃったけど、これから三日前ですか、心を入れ替えられたと。フレッシュな明るい顔で議会に対応されると。職員に対しても同様をお願いしたいと思います。私が恫喝をしたということは幾度もおっしゃったけども、そういうふうにとられかねない行為はこれからはされないというふうに今、公の前でおっしゃいましたので。（発言する者あり）それと今、一方的に説明になりましたけれども、先程の波佐間部長が本会議場で回答申し上げた件、特に平成15年の時かな、納得しておられないとおっしゃったんで、もう一度、説明してあげたほうがよかろう。でないと、この放送を見ておられる市民の方々が、いかにも法に違ったことを市がしておったということを与えかねないので、再度波佐間部長のほうから説明をさせて頂きたい。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 只今の件ですけれど、大嶺町東分3058-49の地番の地目、地籍の関係の変更の時期についてですけれど、確かに登記簿のほうに平成15年8月7日地目変更とまず記載されております。更にこの内容として国土調査による成果というふうに記載されております。更にその続きとして、括弧表示と

して、平成17年8月9日というのが記載されております。

これはこの宅地及び地籍が若干減少したという変更が平成15年8月7日に変更となること、法的には効果はあるというふうに理解はしますが、この土地登記簿に実質的に登記事務が完了したのが、この括弧の中の平成17年8月9日ということで理解しております。

法務局の登記手続き上、まず第一として平成15年8月7日に分筆による成果として雑種地となり、その後この登記簿の記載に平成17年3月22日管轄転属による登記というふうに表記されております。これが美祿の法務局が廃止されて、宇部の法務局に統括されたその移転日が二段目に記述されております。そして最後三段目に、先程申しました平成15年8月7日地目変更国土調査による成果というふうに記述されておりますが、この登記の日付はあくまでも平成17年8月9日というふうになりますので、この地目の宅地という法的な効果は、平成15年8月7日に遡る法的な効果はあると思いますけれど、実質的に登記簿に記載されたのが平成17年8月9日ですので、事業団と土地貸借契約をした平成15年8月15日には、登記簿上は雑種地ということでありますので、理解して頂きたいというふうに思います。以上です。

委員長（河本芳久君） それでは以上（発言する者あり）簡略に一つ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 今同じものをここに持ってますからそのとおりです。もう申し上げないと言いましたけど、そうおっしゃるんならまた言います。

平成15年8月12日付けの決裁書です、賃貸契約を提供する。その時に税務課長田邊一清さんとなっていて、総務課長高橋一美さんあてになってます。貸付料算定に伴う調査についてとなっていて、これ宅地となってますよ。同じ決裁書の中に、一方で宅地となっておりながら、なぜ契約書に雑種地とされるかと。これ以上言わんつもりじゃったですけど、これしょうがないそこまで申し上げます。以上です。これ以上申し上げません。

委員長（河本芳久君） はい、波佐間部長。

総務部長（波佐間 敏君） 先程申しました分筆後の地目が雑種地となっておりますのは、これは法務局のほうの手続きに基づきまして、分筆登記が雑種地というふうになっておりますが、税務課のほうの現況調査をしました結果は宅地というふうに判断して、宅地評価をしております。

更に本会議場でも申しましたが、賃貸借料はこの宅地評価に基づき金額を算定しておりますので（発言する者あり）地目の雑種地につきましては、この場合は宅地並み雑種地とか山林並み雑種地というのがありますけれど、市の税務課職員が現地を確認した結果、宅地として税務評価しております。その算定価格に基づきまして、評価額に基づきまして、賃貸借料を算定してると思います。以上です。

委員長（河本芳久君） 以上もちまして、委員からの質疑については終わりたいと思います。それではこの審査いたしました件のみを本会議において報告させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、以上もちまして審査を終了いたします。

午後2時57分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年12月26日

総務企業委員長

河本芳久